

# 長野市インバウンド等対応店舗 緊急支援事業補助金

R7.6.26

本市を訪れる外国人旅行者等に対し、文化的な配慮を踏まえたサービス提供の向上等を目的とした店舗等の改修に対して補助金を交付し、インバウンド等の受入環境の整備を推進するとともに、中心市街地の集客力向上・活性化を進めます。

## 補助金の概要

中心市街地の飲食店、小売店、サービス店又は宿泊施設（以下「飲食店等」という。）において、中小企業者等が、本市を訪れる外国人旅行者等の満足度の向上及び利用の促進を図るために実施する、飲食店等の改修に係る経費の一部を補助します。

- ・補助対象経費 中心市街地の飲食店等の改修に要する改修費、解体・撤去費及び設計費等
- ・補助率 補助対象経費の2分の1以内
- ・補助額 1件 25万円 ～ 200万円  
※補助対象経費が50万円(補助額が25万円)未満の場合は、補助対象外
- ・交付回数 同一年度内において、1中小企業者等につき1回1店舗等に限ります。

## 補助対象者

次の要件等を満たす対象店舗を経営する中小企業者等であって、市税の滞納がない等の者

～対象店舗の主な要件～

- ア 飲食店、小売店、サービス店又は宿泊施設のいずれかに該当すること。
- イ 令和7年7月1日以前から営業を継続していること。
- ウ 交付申請の時点で、その経営に必要な法令等で定める許認可等を取得していること。
- エ 中心市街地（長野、篠ノ井、松代の各地区）の対象エリアにあること。  
※別紙「申請要領」又は「対象エリア」を参照
- オ 不特定多数の者等が、自由に出入り又は予約により利用ができること。
- カ 露店その他の一時的なものでないこと。

## 補助対象事業

補助対象者が経営する対象店舗において、本市を訪れる外国人旅行者等の満足度の向上及び利用の促進を図るために実施する次の事業

事業内容	主な取組例
①店舗等の意匠の変更又は 美観を向上させるための改修	<ul style="list-style-type: none"><li>・内外装のデザイン改修</li><li>・接客スペース、客室、共用部等の和洋室化及びユニバーサルデザイン化</li><li>・看板やデジタルサイネージの固定設置による、案内等の多言語及びピクトグラムの表示</li><li>・内装のレイアウトの変更</li><li>・照明器具の変更</li></ul>
②スーツケース等の荷物置場を 整備するための改修	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定式ロッカーの設置</li><li>・クロークスペースの整備</li></ul>
③新たに洋式便器の設置又は 増設をするための改修	<ul style="list-style-type: none"><li>・和式便器から洋式便器への改修</li><li>・洋式便器の増設及び増設に伴うレイアウトの変更</li></ul>

## 補助対象外事業等

次の事業又は経費は、**補助対象外**とします。

### 【主な対象外事業】

- ・補助対象経費が合計50万円（税込み）（補助額が25万円）未満の事業
- ・店舗等の意匠の変更又は美観を向上させるための改修の場合、外国人旅行者等の満足度の向上及び利用促進を図るための意匠の変更又は美観の向上でなく、単に故障等に係る修理、修繕等に要する事業
- ・新たに洋式便器の設置又は増設をするための改修の場合、既に設置されている洋式便器の更新・改修又は小便器の整備に関する事業

### 【主な対象外経費(共通)】

- ・国、県、市その他の団体から補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費
- ・不特定多数の者等が、自由に出入り又は予約により利用できないスペース（従業員や居住者が利用するスペース等）に係る経費（補助対象事業②に係るものを除きます。）
- ・改修を伴わない解体及び撤去並びに設計のみに係る経費
- ・レンタル、リース等に係る経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理・修繕又は代替更新のみに要する経費
- ・土地又は建物の取得又は賃借、新規の出店に要する経費
- ・ソフト事業及び経常的な経費に係る経費  
例）ホームページ費、システム改修費、通信費、ポスター等作成費、印刷費等
- ・外構整備に要する経費  
例）駐車場、門扉、塀、植栽等に係る工事費
- ・備品、消耗品等の対象店舗と一体でなく、固定されないもの（容易に取外し又は設置箇所の変更ができるもの）に係る経費  
例）机、椅子、カーテン、パソコン、タブレット端末、Wi-Fiルーター、翻訳機等

## 主な交付条件

- ・対象店舗は、補助事業完了日からおおむね1年以上、当該対象店舗として活用(営業)すること。
- ・交付決定後に実施する事業であること。
- ・令和8年2月27日（金）までに補助対象事業を完了し、実績報告を行うこと。
- ・対象店舗の賃借等を行っている場合、補助事業について貸主等の同意を得ていること。

## 申請手続

申請に必要な書類等を次の方法により入手いただき、令和7年7月1日(火)～令和7年12月26日(金) (必着)までに、長野市役所商工労働課へ持参いただくか、郵送にてご提出ください。

※申請は、**申請書類が全て揃っているものから、先着順で受け付けます。**

※予算がなくなり次第終了します。

- ・長野市役所商工労働課（第二庁舎5階）での受取（8：30～17：15（土日祝除く。））
- ・長野市ホームページからダウンロード  
(URL) <https://www.city.nagano.nagano.jp/n140300/contents/p006094.html>

**申請の前に、必ずホームページ及び申請要領をご確認ください。**

## 【お問い合わせ先】

長野市役所 経済産業振興部 商工労働課  
電話：026-224-5041 FAX：026-224-5078  
E-mail：skr@city.nagano.lg.jp



<Q & A/申請書類等はこちら>